

件名:新型コロナウイルスに関する注意喚起(マハーラーシュトラ州への入境に関する条件の変更について)(2021年7月16日)

【ポイント】

- 7月15日、マハーラーシュトラ州政府は、ワクチン接種者(2回接種かつ2回目接種から15日が経過した者で接種証明書を所持する者に限る)は、陰性証明書の提示が国内便、国際便ともに不要となった旨発表しました。
- 入境する際に提示する陰性証明書の取得は出発時間の48時間以内から72時間以内に変更となりました。

【本文】

1 7月15日、マハーラーシュトラ州政府は、ワクチン接種者(2回接種かつ2回目接種から15日が経過した者で接種証明書(COWIN portalにて入手されたもの)を所持する者に限る)は、陰性証明書の提示が国内便、国際便ともに不要となった旨発表しました。

2 入境する際に提示する陰性証明書は出発時間の48時間以内から72時間以内を取得したものに変わりました。

詳細については、以下の通達をご確認ください。

【URL】

<https://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/files/100213668.pdf>

【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話(91-22)2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>